

悪質な滞納者に対し タイヤロックによる 自動車などの差し押さえを 実施します

これまで税務課では、納税誠意がない悪質な滞納者に対しては、不動産、預金、給料、生命保険などの差し押さえを実施してきましたが、平成26年度から新たにタイヤロックによる自動車など(普通自動車、軽自動車、バイクなど)の差し押さえを実施します。

9割強のきちんと納税している方との公平性を保つため、悪質な滞納者に対しては毅然とした姿勢で対応するために行うものです。

〈タイヤロックによる自動車等差し押さえの流れ〉

①差押予告書の送付

再三の催告などに応じない方に対し「自動車等差押予告書」を送付します。



②所有自動車の調査

差押予告書の指定期限までに納付がなく、また納税計画の相談もない場合は、所有する自動車などから差し押さえする車両を選定します。



③最終催告の実施

戸別訪問により最終催告を行います。最終催告を行っても納税に至らない場合、または納税計画の提示がない場合は自動車などの差し押さえを実施します。自動車などにタイヤロックを装着し使用できなくするとともに、ミラー部分に「差押公示書」を取り付けます。



タイヤロック

差押公示書



④公売による換価、滞納税金への充当

差し押さえ後、一定期間を経過しても納税や納税計画の提示がない場合は、差し押さえした自動車などを公売し、売却代金を滞納税金に充当します。

*差し押さえは、再三の催告にもかかわらず納税しない場合に実施するものです。差し押さえの対象にならないよう、各納期限までに納入されるようお願いいたします。

●税務課 ☎72-6932

お知らせ information

お知らせ

森林を伐採するときは
届け出が必要です

●**森林を伐採するときは、面積の大小にかかわらず、自分が所有する森林を伐採する場合であっても届け出が義務付けられています。**
●**どうして届け出が必要なの？**
山林は、環境の保全や水源の涵養、災害の防止など、重要な公益的役割を果たしています。
こうした森林の持つ大切な働きを守っていくために、森林の伐採について適切に管理していく必要があ

●**誰が届け出るの？**
届け出は、森林所有者が自分で伐採するときは、森林所有者が届け出ます。
●**届け出の時期は？**
伐採を始める90日前から30日前までの間に届け出ます。

●**届け出先は？**
農林振興課まで届け出てください。詳しくはお問い合わせください。

☎農林振興課
72-6935



●**平成26年産米も「全量全袋検査」を実施します**
平成24年産米からすべての米で放射性物質の「全量全袋検査」を実施してきました。農家の皆様のご理解とご協力で紙上より感謝申し上げます。
さて、町内で生産された24年産米、25年産米については、放射性セシウム濃度が国の基準値を超過した米はありませんでした。